

※この法令は廃止されています。

### 明治三十三年法律第六十七号

国税犯則取締法

**第一条** 収稅官吏ハ國稅（関稅及噸稅ヲ除ク以下同シ）ニ關スル犯則事件（以下犯則事件ト称ス）ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ對シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

収稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得

**第二条** 収稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ収稅官吏ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ処分ヲ為スコトヲ得

収稅官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ記名捺印シタル許可状ヲ收稅官吏ニ交付スベシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ氏名及犯則事實明カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ

収稅官吏ハ前項ノ許可ヲ他ノ收稅官吏ニ交付シテ差押ヲ為サルトキハ其ノ者ノ所持スル物件ニ對シ收稅官吏ハ同条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ

**第三条** 間接國稅三關シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル事件ニ付其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ收稅官吏ハ同条第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得

間接國稅ニ關シ現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト思料セラル者アル場合ニ於テ其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前条第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ

**第三条ノ二** 収稅官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ當リ必要アルトキハ錠ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得

前項ノ処分ハ差押物件又ハ領置物件ニ付テモ之ヲ為スコトヲ得

**第四条** 収稅官吏質問、検査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帶スヘシ

**第五条** 収稅官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要ナルトキハ警察官ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

**第六条** 収稅官吏搜索ヲ為ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、鄰佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会ハシムヘシ

前項ニ掲タル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ市町村長ノ補助機関タル職員ヲシテ立会ハシムヘシ

**第七条** 収稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ掲タル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会ヲ拒ミタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得

差押物件又ハ領置物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徵シ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルコトヲ得

差押物件又ハ領置物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ國稅府長官、國稅局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公壳ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得

収稅官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スベシ

**第八条** 収稅官吏ハ日没ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得ス但シ第三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得

**第九条** 収稅官吏質問、検査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スノ間ハ任何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

**第十一条** 収稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ限ル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ關スルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼グベシ

署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ

**第十二条** 稅務署收稅官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄國稅局收稅官吏ニ引繼クヘシ

同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ但シ其ノ証憑力重要ナル犯則事件ノ証憑ナルトキ

國稅府收稅官吏ノ集取シタル間接國稅ニ限ル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ關スルモノハ之ヲ所轄國稅局收稅官吏ニ、ソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼グベシ

國稅局收稅官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

稅務署收稅官吏ハ同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

國稅局又ハ稅務署ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ國稅局長ニ嘱託スルコトヲ得

**第十三条** 稅務署ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ國稅局長ニ嘱託スルコトヲ得

國稅局長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ國稅局長ニ嘱託スルコトヲ得

國稅局長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ國稅局長ニ嘱託スルコトヲ得

**第十二条ノ二** 収稅官吏ハ間接國稅以外ノ國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告發ノ手続ヲ為スヘシ  
**第十三条** 國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ

一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ  
 二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ  
 三 証憑埋滅ノ虞アルトキ

國稅府收稅官吏間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄國稅局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スベシ但シ前項各号ノ規定ニ該當スルトキハ直ニ告發スベシ  
**第十四条** 國稅局長又ハ稅務署長ハ間接國稅ニ關スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得  
 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ情狀懲役ノ刑ニ処スヘキモノト思料スルトキ亦同シ

第二十条 本法ニ於テ間接國稅ト称スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル  
**第二十一条** 削除  
**第二十二条** 国稅ノ納稅義務者ノ為スヘキ國稅ノ課稅標準ノ申告（當該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト称ス）ヲ為ササルコト若ハ虛偽ノ申告ヲ為サシメ又ハ國稅ノ徵收若ハ納付ヲ為ササルシムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ  
 シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

**附 則** **（昭和一九年二月一五日法律第七号）抄**

**第三十一条** 本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條中所得稅法第三十七條、第五十三條第二項但書及第七十三條第一項本文ノ改正規定ハ昭和二十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ第十二条乃至第二十二条ノ規定、第二十三条中臨時租稅措置法第二十二条ノ二及第二十二条ノ改正規定並ニ第二十八条ノ規定施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

**附 則** **（昭和二二年三月三一日法律第二十九号）抄**

**第一条** この法律は、昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

**第十三条** 第十八条及び第十九条の規定施行の際、從前の間接國稅犯則者処分法第一条又は從前の關稅法（明治三二年三月法律第六一号）第九十条第一項の規定による差押中の物件がある場合において、收稅官吏又は稅關官吏がその差押につき第十八条及び第十九条の規定施行後十日以内にその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けたときは、当該差押は、これを改正後の間接國稅犯則者処分法第二条第一項又は改正後の關稅法第八十六条ノ二第一項の規定による差押とみなす。

前項の規定は、第十八条及び第十九条の規定施行の際、從前の間接國稅犯則者処分法第一条又は從前の關稅法第九十条第一項の規定を準用する他の法律による差押中の物件がある場合について、これを準用する。改正後の間接國稅犯則者処分法第二条第三項及び第四項又は改正後の關稅法第八十六条ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により裁判官の許可を受ける場合に、これを準用する。

**第二十条** この法律による他の法律の改正前にないした行為に関する罰則の適用については、なお從前の例による。

**第一条** この法律は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。

**第十五条** この法律による他の法律の改正前にないした行為に関する罰則の適用については、なお從前の例による。

**第五十二条** この法律施行前に督促状を発した国税に対する督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

**第六十条** この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十四年五月三日法律第一四五号) 抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月三日法律第七七号) 抄

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二十九年六月八日法律第一六三号) 抄

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第九十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）  
第一百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第一百四十一条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。